

対応策 2022/1/27から実施

従業員の同居者に感染者、若しくは濃厚接触者とされた 会社周辺で感染者が発症

- *全員常時マスクの着用を義務付ける
- * 濃厚感染者に対応する人はマスクと静電フェイスシールドの着用を義務付ける
- * 念のため毎日従業員ロッカー、下駄箱周辺のアルコールによる殺菌処理を行う
- *対象とされる従業員と濃厚接触者に当たる人のリストアップと経過観察の実施
- * 従業員との濃厚接触者のリストアップと経過観察の実施
- *濃厚接触者に該当する人は抗体検査を行い陽性の場合は病院に連絡し PCR 検査を行う指導
- *二人以上の社員が1台の車に同乗しての移動は禁止とする
- *BCP の発動準備
- *立ち話を出来るだけ禁止、行う場合は2mの距離を取る
- *入口にて非接触体温計測・社内の全ての加湿器とイオナイザーを可動
- *不要な来客との面談を禁止、出張も禁止する
- * 社内打合せ時は対面では着席せず交差して行う
- * 自宅でも不要な外出を禁止させる(特に夜の飲食は控える)
- *従業員の家族感染を防ぐ対処を行ってもらう(検温・手洗い・距離・マスク・洗浄)
- *興津工場・辻工場の打ち合わせは TV 会議を行う
- *休みの日でも遠出や人ごみのある施設には行かない(行く場合事前に上長に行動予定を連絡する)
- * 興津工場、辻工場の事務所は加湿器に 20ppm の次亜塩素酸水を投入し加湿

- *週1回手摺等の接触部に光触媒液を塗布する
- *金属等のドアノブや抵抗値の計測する接触部には朝昼2回アルコールにて除菌する
- *昼食時間は2班に分かれて時間をずらし、席を空けた状態で休憩を取る
- * 発熱は無いが咳、鼻水がある人については総務と上司に届け出を行う

2022.1.31 改正